

# いじめ防止基本方針

岡山市立野谷小学校

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

### (1) いじめの定義と理解

「いじめ」とは、当該児童が、一定の人間関係のある他の者から、心理的、物理的な（インターネットを通じて行われるものを含む。）攻撃を受けたことにより、精神的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。「いじめ」はどの児童にも、どの学校においても起こりうるものである。また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分認識しておく必要がある。

### (2) 本校の立場

全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしなければならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにしなければならない。そのために、「いじめは絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させるとともに、常に児童の気持ちに寄り添いながら人間関係づくりの指導を行っていくことを本校の基本方針とする。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。また、いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、はやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている存在によって成り立つ場合がある。こうした事実を踏まえ、一人一人の児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組まなければならない。未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができることや、児童が授業や行事に、規則正しい態度で主体的に参加できるような集団づくりや学校づくりを行うことである。

また、教職員の言動が、児童の気持ちを傷つけたり、いじめを助長したりすることの無いように、指導の在り方に細心の注意を払うことも必要である。これらにより、学校内に「いじめを許容しない雰囲気」が形成されるとともに、互いに認め合える人間関係や学校風土を醸成する必要がある。

学校の教育活動全体を通じて、下記のことを育てる必要があると考える。

- ・児童の豊かな情操と道徳心
- ・自分の存在と他人の存在とを等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度
- ・児童の他人とのコミュニケーション能力、物事の正否に対する思考力や判断力、自分の考えや気持ちを伝える表現力
- ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、協調的に行動できる社会性や、きまりやルールを守ろうとする規範意識

### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることが多い。そこで、日頃から児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう丁寧に児童理解を進め早期発見に努めることが大切である。また、定期的なアンケート調査や教育相談を実施して、児童の声が教職員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築いておきたい。

- 教育相談週間を年間2回設ける。週間前にアンケート調査を行い、児童の抱える問題を把握し、解決に導く。
- 保護者を対象にした学期1回のふれあい相談日を設定し、保護者の子育てについての不安や悩みを解消するように努めるとともに、保護者との人間関係を深める。
- 学校だより等で保護者・地域へ下記の呼びかけを行い、いじめの早期発見に資する。

いじめ等の事実や可能性を保護者・地域の方々がお知りになられた場合は、学校へ連絡してください。窓口は、教頭です。

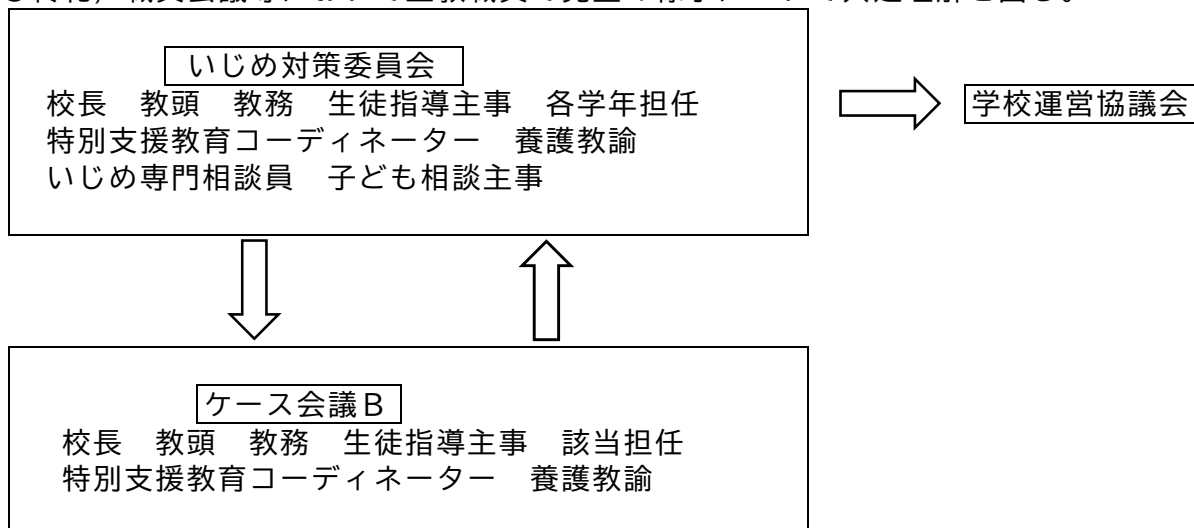
- 登下校の見守りを実施し、登下校中の児童の様子を把握し、指導に生かす。
- 職員連絡会やケース会を充実させ、児童の実態や人間関係を共通理解する。

### (3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会やケース会議を開き、組織的に対応する。まず、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめを確認したら、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するために、複数の教職員によって、いじめを受けた児童または、その保護者に対する支援、及びいじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。その際、被害児童を守るとともに、加害者児童に対しても当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。これらの対応については教職員全員の共通理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### (4) 組織

- 児童の実態把握について話し合う「いじめ対策委員会」を設置する。
- いじめ対策委員会では、平素の児童の実態を把握し、児童の人間関係づくりに必要な対応を話し合う。
- ケース会議では、いじめの解決に向けての具体的な対応や指導について話し合う。
- 終礼、職員会議等において全教職員で児童の様子について共通理解を図る。



### (5) 地域や家庭、関係機関との連携

P T Aや地域の関係団体と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域や家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、指導の効果が十分得られない場合、教育委員会や関係機関（子ども総合相談所、地域子ども相談センター、いじめ専門相談員、警察等）との適切な連携が必要なので、平素から情報共有体制を構築し、必要な際には連絡会議を開催する。